

「京都市消費生活ビジョン（第4次京都市消費生活基本計画）」（案）  
に関する市民意見の募集について

本市では、京都市消費生活条例に基本理念として掲げる「消費者の権利の実現」を図るための基本的な計画として、京都市消費生活基本計画（以下「計画」という。）を策定し、消費生活施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

令和3年12月に策定した現行計画の取組期間が令和7年度末に終了することを受け、令和8年度以降の次期計画については、消費者を取り巻く状況の急速な変化に対応するため、京都における消費生活のあり方を展望し、目指すべき将来像の実現に向けた消費生活施策の「長期の方向性」を示すものとして、策定作業を進めているところです。

この度、学識経験者や消費者団体、事業者団体その他各種団体の代表等で構成される京都市消費生活審議会での議論を経て、「京都市消費生活ビジョン」（案）として取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集することとしますので、御報告いたします。

## 1 「京都市消費生活ビジョン」（案）

別添**資料1**冊子及び**資料2**リーフレットのとおり

### <「京都市消費生活ビジョン」（案）の概要>

#### (1) 計画期間

令和8（2026）年度から令和32（2050）年度まで

#### (2) 目指すべき将来像

① 消費者が安心して安全に暮らせる社会の実現

② 消費者が自分らしい選択をし、誰もが幸せを実感できる社会の実現

#### (3) 基本方針

##### **基本方針1 消費者の安心・安全の確保**

施策目標1 安全な消費生活環境の確保  
〃 2 表示・取引の適正化を通じた消費者の選択支援

##### **基本方針2 消費者被害の予防・救済**

施策目標3 相談体制の充実・強化  
〃 4 配慮を要する消費者への支援  
〃 5 デジタル社会への対応強化

**基本方針3 「消費者力」の育成・強化**

施策目標6 多様な消費者に向けた消費者教育の推進

〃 7 消費者教育を担う人材の育成・支援

**基本方針4 消費者市民社会の形成**

施策目標8 持続可能な社会に向けた支援

〃 9 多様な主体による連携・協働の促進

## 2 市民意見の募集

### (1) 募集期間

令和7年10月31日（金）～12月8日（月）

### (2) 提出方法

郵送、ファックス、電子メール、ホームページの意見入力フォーム又は持参

### (3) 周知方法

- ア **資料2**リーフレットについて、市役所案内所、区役所・支所等本市所管施設で配布するとともに、本市ホームページにも掲載
- イ 市民しんぶん（12月1日号）での周知（予定）
- ウ 情報メール便・SNS等を活用した周知
- エ 消費者団体、事業者団体等への周知
- オ 各種啓発イベントにおける周知
- カ 出前講座等の啓発事業を活用した出前パブリック・コメント

## 3 これまでの検討経過及び今後のスケジュール

### (1) 検討経過

令和7年 1月 第128回京都市消費生活審議会

（次期京都市消費生活基本計画の策定に向けた課題整理等について）

5月 第129回京都市消費生活審議会

（諮問・次期京都市消費生活基本計画の骨子案について）

8月 第130回京都市消費生活審議会

（次期京都市消費生活基本計画の素案について）

### (2) 今後のスケジュール

令和8年 1月頃 第131回京都市消費生活審議会

（パブリック・コメント結果を踏まえた最終答申案について審議）

2月頃 審議会から市長へ答申

3月頃 次期計画の策定